

兵庫県医師国民健康保険組合規約の一部改正

(現 行)

第2章 被 保 険 者

(組合員の範囲)

- 第7条 組合員は、兵庫県医師会員である医師で、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）第50条に規定する被保険者となった組合員（以下「後期高齢者の組合員」という。）を除く組合員を第一種組合員、後期高齢者の組合員を第二種組合員とし、第4条の区域内に住所を有する者及び組合職員とする。
- 2 勤務医師であつて、兵庫県医師会員とならない者は組合員としない。

(改 正)

第2章 被 保 険 者

(組合員の範囲)

- 第7条 組合員は、医療及び福祉の事業又は業務に従事する兵庫県医師会員である医師で、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）第50条に規定する被保険者となった組合員（以下「後期高齢者の組合員」という。）を除く組合員を第一種組合員、後期高齢者の組合員を第二種組合員とし、第4条の区域内に住所を有する者及び組合職員とする。
- 2 略
- 3 組合員が、医療及び福祉の事業又は業務に従事する者であることの判定基準は、兵庫県医師国民健康保険組合規約取扱内規に定める。

(現 行)

第5章 保 険 料

(保険料の賦課額)

第26条 組合員は、保険料として次の区分による月額の高算額を組合に納付しなければならない。

- 1 国民健康保険事業に要する費用（高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金及び病床転換支援金（以下単に「後期高齢者支援金」という。）及び介護保険法の規定による納付金（以下単に「介護納付金」という。）の納付に要する費用を除く。）に充てるため算定した基礎賦課額。ただし、第二種組合員の基礎賦課額は、第二種組合員の保健事業に充てるために算定した額とする。

(1)第一種組合員1人につき（組合職員を除く）	<u>16,500円</u>
(2)第二種組合員1人につき	5,000円
(3)准組合員1人につき	<u>8,500円</u>
(4)組合職員1人につき	<u>8,500円</u>
(5)組合員・准組合員・組合職員の家族1人につき	<u>6,000円</u>

- 2 組合員は（第二種組合員を除く）、後期高齢者支援金として支援金保険料を組合員・准組合員の世帯に属する被保険者全員についての次の保険料を、前項に併せて毎月 組合に納付しなければならない。

後期高齢者支援金保険料 被保険者1人につき 3,000円

- 3 組合員は、介護納付金として被保険者の属する組合員及び准組合員の世帯に係る次の金額を毎月、前各号に規定する保険料に併せ保険料として、毎月組合に納付しなければならない。

介護保険法第9条第2号被保険者1人につき 2,800円

- 4 組合員は、組合員及び組合員の世帯に属する被保険者並びに准組合員及び准組合員の世帯に属する被保険者（以下「被保険者等」という。）の相互扶助を目的とした、組合被保険者等福利共済事業の運営負担金として、組合員・組合員の世帯に属する被保険者等全員についての次の保険料を、前項に併せて毎月組合に納付しなければならない。

被保険者等1人につき 1,000円

(改 正)

第5章 保 険 料

(保険料の賦課額)

第26条 略

- 1 国民健康保険事業に要する費用（高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金及び病床転換支援金（以下単に「後期高齢者支援金」という。）及び介護保険法の規定による納付金（以下単に「介護納付金」という。）の納付に要する費用を除く。）に充てるため算定した基礎賦課額。ただし、第二種組合員の基礎賦課額は、第二種組合員の保健事業に充てるために算定した額とする。

(1)第一種組合員1人につき（組合職員を除く）	<u>23,000円</u>
(2)第二種組合員1人につき	5,000円
(3)准組合員1人につき	<u>11,000円</u>
(4)組合職員1人につき	<u>11,000円</u>
(5)組合員・准組合員・組合職員の家族1人につき	<u>7,500円</u>

- 2 略

- 3 組合員は、介護納付金として被保険者の属する組合員及び准組合員の世帯に係る次の金額を毎月、前各号に規定する保険料に併せ保険料として、毎月組合に納付しなければならない。

介護保険法第9条第2号被保険者1人につき 3,500円

- 4 略

(保険料の減免)

第34条 保険料の納付義務者が前条各号のいずれかに該当するものうち必要があると認められるものに対し、その申請により理事会の承認を得て、規約第26条第1項に規定する基礎賦課額について減免することができる。

2 組合員の前年の所得により決定される、当該年度(4月から3月)の住民税の課税総所得金額が200万円未満であるときは、理事会の議を経て、規約第26条第1項に規定する当該年度の基礎賦課額を減額することができる。

ただし、その申請は当該年度の7月末日までの申請は年度当初から、それ以降の申請は、申請のあった翌月より基礎賦課額を減額することができるものとする。

3 前項の規定による基礎賦課額は次のとおりとする。

(第一種組合員基礎賦課額)

区 分	組 合 員	准組合員	家 族
200万円未満 150万円以上	10,000円	8,500円	2,500円
150万円未満 100万円以上	7,000円	8,500円	2,000円
100万円未満 50万円以上	4,500円	8,500円	1,500円
50万円未満	2,000円	8,500円	1,000円
0	1,000円	8,500円	500円

(第二種組合員基礎賦課額)

区 分	組 合 員	准組合員	家 族
200万円未満 100万円以上	4,000円	-----	-----
100万円未満	2,000円	-----	-----
0	1,500円	-----	-----

(保険料の減免)

第34条 略

2 略

3 前項の規定による基礎賦課額は次のとおりとする。

(第一種組合員基礎賦課額)

区 分	組 合 員	准組合員	家 族
200万円未満 150万円以上	14,000円	11,000円	3,000円
150万円未満 100万円以上	10,000円	11,000円	2,500円
100万円未満 50万円以上	6,500円	11,000円	2,000円
50万円未満	3,000円	11,000円	1,500円
0	1,500円	11,000円	1,000円

(第二種組合員基礎賦課額)

略

附則

この規約は、平成25年4月1日より施行する。